

文化観光局指定管理候補者審査委員会審査報告書 (鳥取県立米子コンベンションセンター)

文化観光局指定管理候補者審査委員会（以下「審査委員会」という。）として、次のとおり鳥取県立米子コンベンションセンター（以下「センター」という。）の指定管理候補者を鳥取県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例（以下「指定手続条例」という。）第5条の基準に基づいて審査した。

1 指定管理候補者

公益財団法人とっとりコンベンションビューロー 理事長 長谷川 泰二
(米子市末広町294番地)

2 指定期間 平成26年4月1日から平成31年3月31日まで(5年間)

3 委託料の額

642,504千円・・・(1) (債務負担行為額 653,680千円)
[参考] 単年度委託料の額 (1) ÷ 5年 128,501千円

4 審査結果

センターの指定管理者の指定に当たっては、上記団体を指名し、審査委員会において指定手続条例第5条の基準に基づき総合的に審査した結果、サービス向上、利用促進等の点で利用者の視点に立った改善の努力や創意工夫、施設の管理運営を通じた社会貢献への強い意欲も感じられ、これまでの実績や経営基盤の安定性も評価されることから、指定管理候補者として適当と認められる。

5 審査の経緯

(1) 審査委員

氏名	所属等
大久保 計良 (委員長)	西日本税理士法人幸町事務所税理士
北川 扶生子 (副委員長)	鳥取大学地域学部准教授
本城 美佐子	鳥取県文化団体連合会常任理事
伊坂 明	皆生温泉旅館組合青年部会長
大江 淳史	米子市経済部長
安本 俊夫	鳥取県文化観光局副局長

(2) 開催経緯

- ア 第1回審査委員会；平成25年8月7日(水)
指定管理者制度及びセンターの概要説明、審査項目等の審議
- イ 第2回審査委員会；平成25年10月11日(金)
面接審査の実施後、採点及び採点結果の審議、指定管理候補者の選定

(3) 審査基準

	審査基準	審査の項目	配点
1	施設の平等な利用を確保するのに十分なものであること。 (指定手続条例第5条第1号)	管理の基本的な考え方の適合性 (施設設置目的の理解、管理運営の方針)	配点なし (必須)

2	施設の効用を最大限に発揮させるものであること。 (指定手続条例第5条第2号)	(ア) 施設の設置目的に沿ったサービス・事業の内容(サービス向上策、利用促進策等) (イ) 施設の管理運営を通じた社会貢献の考え方(アフターコンベンションの充実、県内企業・宿泊施設等の利用促進、地域経済の発展・文化振興等を推進するための取組み等) (ウ) 施設管理の妥当性(施設設備の維持管理、衛生管理等) (エ) 料金設定等の妥当性(開館時間、休館日の設定、利用料金等) (オ) 事故・事件の防止措置、緊急時の対応の妥当性 (カ) 個人情報保護等への対応の妥当性 (キ) 利用者等の要望の把握及び対応方針の妥当性	55点
3	管理に係る経費の効率化が図られるものであること。 (指定手続条例第5条第2号)	(ア) 収支計画及び見積り内容の妥当性等	10点
4	管理を安定して行うために必要な人員及び財政的基礎を有しており、又は確保できる見込みがあること。 (指定手続条例第5条第3号)	(ア) 法人の財政基盤、経営基盤の妥当性 (イ) 組織及び職員の配置等の妥当性 (ウ) 関係法令にかかる監督行政機関からの指導等の状況 (エ) 法人の社会的責任の遂行状況(障がい者雇用、男女共同参画推進企業の認定、I S O ・ T E A S の認証等) (オ) 当該施設の管理運営状況の実績評価	35点

(4) 審査結果及び意見

審査基準 (配点)	審査結果 (平均点)	主 な 審 査 意 見
1 施設の平等な利用を確保するのに十分なものであること。 (適/不適)	適	
2 施設の効用を最大限に発揮させるものであること (55点)	48.2点	<ul style="list-style-type: none"> ○賑わい創出への参加など地域経済の発展、文化振興にも前向きであり評価できる。 ○自らコンベンション施設を管理している強みを生かして、積極的なコンベンション誘致活動を行っており、非常に評価できる。 ○専任職員による営業活動や顧客管理、利用者へのワンストップサービスや地域の催事への参画など、従来の施設管理・運営の枠を超えて積極的に活動している。 ○地域の経済・文化拠点として、自主企画事業の更なる充実、新たな展開に期待する。 ○近隣の観光事業者等との一層の連携により地元への波及効果の拡大、進展が期待できる。 ○I T化、アフターコンベンションの充実など一層のセールスポイント強化を望む。 ○インターネット発信等の広報に偏ることなく、利用者へ直接情報を届ける活動にも努められたい。 ○県東部地域への情報発信が弱い。また、文化面での更なる情報収集を望む。 ○文化、観光等幅広い関係者の意見を聞き、利用率向上に努められたい。

3 管理に係る経費の効率化が図られるものであること (10点)	8.0点	○更なる収入の安定確保のために積極的に誘致活動を行われたい。 ○サービスの充実と経費削減のバランスを取りながら運営されたい。
4 管理を安定して行うために必要な人員及び財政的基礎を有しており、又は確保できる見込みがあること (35点)	26.6点	○研修等を積極的に活用し、人材育成を行っている。
総合評価 (100点)	82.8点	

6 指定管理候補者の事業計画の概要

(1) 利用者に対するサービス向上策

- ホームページ、地元メディアを通じた情報提供
- コンベンション等の開催に当たって発生する受付、通訳、観光案内等のサポート提供
- 会議等の看板作成、ゴミ処理、ピアノ調律、大会運営用品の貸出及び会議室レイアウトサービス等、利用者の利便性向上のための有料ワンストップサービスの拡充
- パソコン、コピー機及びファクシミリ等を備えたビジネスコーナーの新設

(2) 施設の管理運営を通じた社会貢献

- アフターコンベンションの充実、県内企業・宿泊施設等の利用促進
 - ・大会主催者へ宿泊・アフターコンベンションの情報サービス、アトラクションの紹介、季節ごとの観光情報などの提供
 - ・財団の賛助会員企業へ大会・会議の開催情報の提供
 - ・観光マップ、ナイトマップ、ランチマップを利用者に提供
- 地域貢献活動への取組
 - ・中海アダプトプログラム活動及びラムサール条約中海一斉清掃への参加等

(3) 自主企画事業の実施

- 施設の舞台裏を見学体験できるツアーや音楽鑑賞会に、様々なジャンルで活動する者同士の交流の機会を提供する「ビッグシップ交流市場」を加え、賑わい創出を目的とした新規企画「ビッグシップ航海デー」の実施
- 演奏会とアートギャラリーを組み合わせた「ビッグシップナイトクルージング」の開催
- 西部地区の高校演劇部員を対象とした演劇ワークショップの開催
- 地域で活躍する文化団体に発表の場を提供する展示会「アート交流ひろば」の開催

(4) 他の文化施設等との連携

- 公益財団法人鳥取県文化振興財団実施事業やとりアート事業への支援及び同財団との意見交換を通じた連携
- 隣接する米子市文化ホールとの協力による立地地域の賑わい創出
- 県西部の各ホールとの広報連携や備品貸出等の支援
- 県立観光施設等との連携による県外来館者の県内周遊機会の創出

(5) 開館時間・休館日

以下のとおり現行どおりの運営とする。ただし、利用者の要請に対し柔軟に対応する。

- 開館時間：午前9時から午後10時まで
- 休館日：毎年12月29日から1月3日まで（年末年始）

(6) 利用料金・減免事項

利用料金及び減免事項（文化団体・障がい者・学校減免）は現行どおりとする。

(7) 施設の利用促進策

- 誘致部門との連携による大型コンベンションの獲得
- 展示会やコンサート利用者への定期訪問など継続した営業活動の実施
- 予約管理システムを活用した顧客管理・情報分析の実施によるマーケティング強化
- 独自財源によるコンベンション開催助成金「地域振興助成金」の交付

(8) 省エネルギー・省資源への取組

- 部分消灯の実施及びLED照明導入による省電力化
- ライトダウンキャンペーンへの継続参加
- 鳥取県版環境管理システム（TEASⅡ）の取組による環境影響項目（電気、A重油等）の削減